

令和7年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

(NPO法人アーンズブリッジ)

科目	金額	(単位:円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	2,000	
賛助会員受取会費	0	
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3 受取助成金等		
受取民間助成金	70,000	
4 事業収益		
レモネード販売事業収益	1,000,000	
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
経常収益計		1,072,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	12,000	
施設等評価費用	0	
地代家賃	0	
光熱費	0	
材料費	300,000	
企画運営費	150,000	
広告宣伝費	70,000	
消耗品購入費	10,000	
雑費	5,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	547,000	
事業費計		
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	6,000	
施設等評価費用	0	
材料費	50,000	
光熱費	70,000	
地代家賃	350,000	
備品費	12,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	488,000	
管理費計		
経常費用計		1,035,000
当期経常増減額		37,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
2 経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
2 経常外費用計	0	
当期正味財産増減額		37,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		480,000
次期繰越正味財産額		517,000

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別々に作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。

令和8年度 活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(NPO法人アズブリッジ)

科目	金額	(単位:円)
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	5,000	
賛助会員受取会費	0	
.....		
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
.....		
3 受取助成金等		
受取民間助成金	120,000	
.....		
4 事業収益		
レモネード販売事業収益	1,700,000	
.....		
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
.....		
経常収益計		1,825,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	15,000	
施設等評価費用	0	
地代家賃	0	
光熱費	0	
材料費	450,000	
企画運営費	320,000	
広告宣伝費	150,000	
消耗品購入費	10,000	
雑費	10,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	955,000	
事業費計		
2 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
役員報酬	0	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
.....		
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	9,000	
施設等評価費用	0	
材料費	80,000	
光熱費	120,000	
地代家賃	600,000	
備品費	12,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
.....		
その他経費計	821,000	
管理費計		
経常費用計		1,776,000
当期経常増減額		49,000
III 経常外収益		
1 固定資産売却益	0	
2		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1 過年度損益修正損	0	
2		
経常外費用計	0	
当期正味財産増減額		49,000
前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額)		517,000
次期繰越正味財産額		566,000

※当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書はそれぞれ別で作成する。
- 2 設立時の資産がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載する。翌事業年度以降は、前年度の活動予算書に次期繰越正味財産額として掲げた額を、前期繰越正味財産額として記載する。
- 3 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する人件費及びその他の経費で、管理費以外のものをいう。事業の種類ごとの費用を表示する場合には、注記において区分して記載する。